

## 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた 水道料金の支払いについての本市の対応

### 1 水道料金支払い猶予(納入期限延長)について

- (1) 対象者 北九州市上下水道局と契約している全てのお客さま（約50万件）
- (2) 相談受付 令和2年3月24日から当面の間
- (3) 納入期限延長 お客さまの状況に応じて最長で令和3年3月末日まで
- (4) 申込先 北九州市上下水道お客さまセンター（小倉北区役所庁舎東棟5階）

<水道料金支払い猶予の相談・申込状況（6月末時点）>

・相談件数：355件、申請件数：119件

### 2 水道料金の減免について

本市の水道事業は様々な経営努力を行ってきた結果、他都市と比較して安価な料金で水道サービスを提供している。

水道料金を減免した場合、水道事業運営の根幹となる料金収入が減少し、その補てんは水道事業会計の累積資金剰余を活用することになる。

累積資金剰余は、今後の水需要の低下による収入の減少や施設更新費用の増大等への対応に活用することにしており、料金の減免に活用した場合、水道事業の持続的な運営に大きな影響を及ぼすことになることから、料金の減免は慎重に行う必要がある。

<参考：本市の水道料金>

- ・大都市（政令市と東京都）の中で3番目に安価、福岡県内で最も安価
- ・一般家庭の料金（口径13mm、1ヶ月20m<sup>3</sup>使用の場合）  
2,200円/月（基本料金 748円 + 従量料金 1,452円）

### 3 今後の対応

水道事業は、手洗いの励行など衛生的な市民生活に欠かすことのできないものであり、新型コロナウイルス感染防止に重要な役割を果たすことから、引き続き、安全・安心な水の供給を行うとともに、水道料金の支払いについては、お客さまの状況に応じて支払いを猶予するなど、丁寧な対応に努めていきたい。

# 「新型コロナウイルス感染症」の影響で 一時的に生活にお困りの方へ



## 水道料金等のお支払いが困難な方

## お支払い期限の延長の相談を！

北九州市上下水道局キャラクター  
「スイッピー」

- ◆「新型コロナウイルス感染症」の影響により、収入が減少しているなど、生活に困窮し、一時的に水道料金等のお支払いが困難なお客さまに対し、お支払いの猶予等に関する相談に応じます。
- ◆収入が減少した世帯の方、売上減少により事業活動が厳しい事業者の方など、お客さまの状況に応じて、最長で令和3年3月末日まで、納入期限を猶予できます。

### ◇対象となる方◇

北九州市上下水道局の  
給水区域（北九州市、  
芦屋町、水巻町）で  
水道をご使用の個人、  
法人など、全ての方。

### ◇対象となる料金等◇

- ・水道料金
- ・下水道使用料
- ・工業用水道料金

### ◇受付方法◇

- ①「北九州市上下水道お客さまセンター」の窓口で猶予申請書に記入して申請を！
- ②電話でご相談後、猶予申請書を郵送で自宅へ送ります。返送して受付が完了。

### ●ご相談と申し込みは・・・

## 「北九州市上下水道お客さまセンター」(収納担当)

〒803-8510

北九州市小倉北区大手町1番1号（小倉北区役所庁舎東棟5階）

電話 **093-582-3610**

受付時間 月曜日～金曜日（祝日、年末年始は除く）

午前8時30分～午後5時15分 ※木曜日は午後7時00分まで

